
平成20年度
市民企画事業補助金
審査結果のまとめ

平成20年4月
八王子市

目 次

1 審査結果総括表	1
2 採択事業一覧表（新規事業）	2
3 採択事業一覧表（継続事業）	3
4 審査	4
(1) 審査について	5
(2) 審査フロー	6
(3) 審査方法	7
(4) 審査結果意見書	8
5 参考資料	20
(1) 市民企画事業補助金審査委員会 名簿・開催状況	21
(2) 八王子市市民企画事業補助金交付要綱	22
(3) 平成20年度補助対象事業募集要項	26
(4) 市民企画事業補助金審査委員会設置要綱	30
(5) 担当課一覧	31

審査結果総括表

部 門		件 数		金額(円)	予算額(円)	予算額 - 補助予定金額(円)	備 考
A	活動支援部門	応募	6	590,000	1,000,000	410,000	
		採択したもの	6	590,000	1,000,000	410,000	
		不採択としたもの	0	—			
B	新規	応募	27	17,403,000			12月17日 B新26「子ども元気プロジェクト」 取下げ
		審査期間中に 取下げのあったもの	1	800,000			
		採択したもの	12	6,553,000			
		不採択としたもの	14	—			
	継続	応募	9	2,478,000			
		採択したもの	9	2,478,000			
		不採択としたもの	0	—			
	小計	応募	36	19,881,000	10,000,000	9,881,000	
		審査期間中に 取下げのあったもの	1	800,000			
		採択したもの	21	9,031,000	10,000,000	969,000	
		不採択としたもの	14	—			
計	応募	42	20,471,000	11,000,000	9,471,000		
	審査期間中に 取下げのあったもの	1	800,000				
	採択したもの	27	9,621,000	11,000,000	1,379,000		
	不採択としたもの	14	—				

採択事業一覧表（新規事業）

A 活動支援部門			
受付番号	事業名	団体名	20年度補助金 交付予定額（円）
A 新 1	民間レベルの日中友好活動基礎作り	八王子市日本中国友好協会	100,000
A 新 2	パフォーマンスママ「レインボーズ」	パフォーマンスママ「レインボーズ」	90,000
A 新 3	発達障がいの子どもたちを地域で支援・育てる	かたつむりの会	100,000
B 事業実施部門			
受付番号	事業名	団体名	20年度補助金 交付予定額（円）
B 新 1	八王子-ケムニッツ 日独交流演奏会	八王子フィルハーモニー合唱団	1,000,000
B 新 2	親子ふれあいキャンプ2008	はちおうじユースネットサービス	1,000,000
B 新 3	市民参加型 援農活動による農業活性化-	すずしろ22	210,000
B 新 4	かんたん洋裁 易しい優しい洋裁仲間	NPO法人 八王子服飾センター	354,000
B 新 9	子育てサポーターの街にしよう！「子育てしやすい街・八王子」	保育サポーターはちっ子	550,000
B 新 13	パン作りで心もからだもリフレッシュ	ムッシュ手作りパンの会	100,000
B 新 14	子どもの虐待防止のための事業	子どもの虐待防止市民ネットワーク多摩	50,000
B 新 18	知って得する高尾駅周辺情報「高尾界限」出版本	特定非営利活動法人 著作権協会	1,000,000
B 新 19	女性のための市民活動スタート応援事業	エンツリー	261,000
B 新 22	みんなで作る子育てマップ	おおきに	868,000
B 新 23	こころのびのびコミュニケーション	特定非営利活動法人 八王子子ども劇場	360,000
B 新 25	八王子学の体系化と八王子検定の仕組みづくり（4月1日付で事業名変更）	八王子学研究会	800,000

採択事業一覧表（継続事業）

A 活動支援部門					
受付番号	事業名	団体名	20年度補助金 交付予定額（円）	19年度補助金 交付額（円）	18年度補助金 交付額（円）
A 1	紙芝居普及活動	わくわく紙芝居サークル	100,000	100,000	-
A 2	脳とくらしの活性化「脳がめざめるアート塾」	ヒーリングアート・パステルカフェ	100,000	100,000	-
A 3	音楽療法体験ワーク&音楽療法講座	豆の木音楽療法研究所	100,000	100,000	-
B 事業実施部門					
受付番号	事業名	団体名	20年度補助金 交付予定額（円）	19年度補助金 交付額（円）	18年度補助金 交付額（円）
B 1	デイジー図書作製	八王子朗読の会“灯”	82,000	103,000	-
B 2	読書のまち八王子を活性化 する学校図書館	八王子に学校図書館を育 てる会	33,000	146,000	-
B 3	八王子大江戸舞祭2008	八王子大江戸舞祭実行委 員会	333,000	500,000	-
B 4	夢あるまちづくり	夢あるまちづくり協議会	252,000	415,000	-
B 5	外国人のデジタルデバイ ド解消のためのパソコン 相談会・学習会	情報ボランティアの会(八王 子)	600,000	780,000	-
B 6	八王子周辺花めぐりマッ プ	高尾の野花を見る会	250,000	1,000,000	-
B 1	ふるさとの食を拓く	NPO・ふるさとの食を拓く会	128,000	160,000	200,000 (H17年度交付額)
B 2	八王子子ども祭り	八王子子ども祭り実行委員 会	320,000	400,000	600,000
B 3	高齢者の生きがいつくり と子ども支援、住みよい 町づくり	きよびー	480,000	600,000	1,000,000

审 查

審査について

7人の外部委員で構成される市民企画事業補助金審査委員会で応募書類及び公開プレゼンテーション（事業実施部門のみ対象）による内容審査を行った。

また、審査委員会での審査に先立ち、応募事業の内容に関連する担当部による、面接等による応募書類の確認や事業内容の評価を行った。

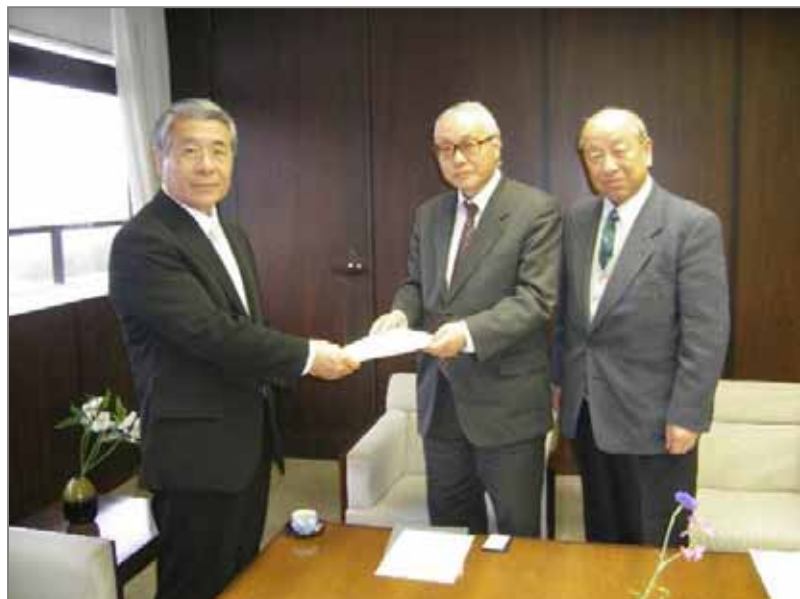
なお、本年度より審査方法を見直し、予備審査と本審査を一本化するとともに、応募事業の確認を応募事業とより関連のある担当部が行うこととし、予備審査および庁内審査委員会は廃止した。

公開プレゼンテーション（2月10日）



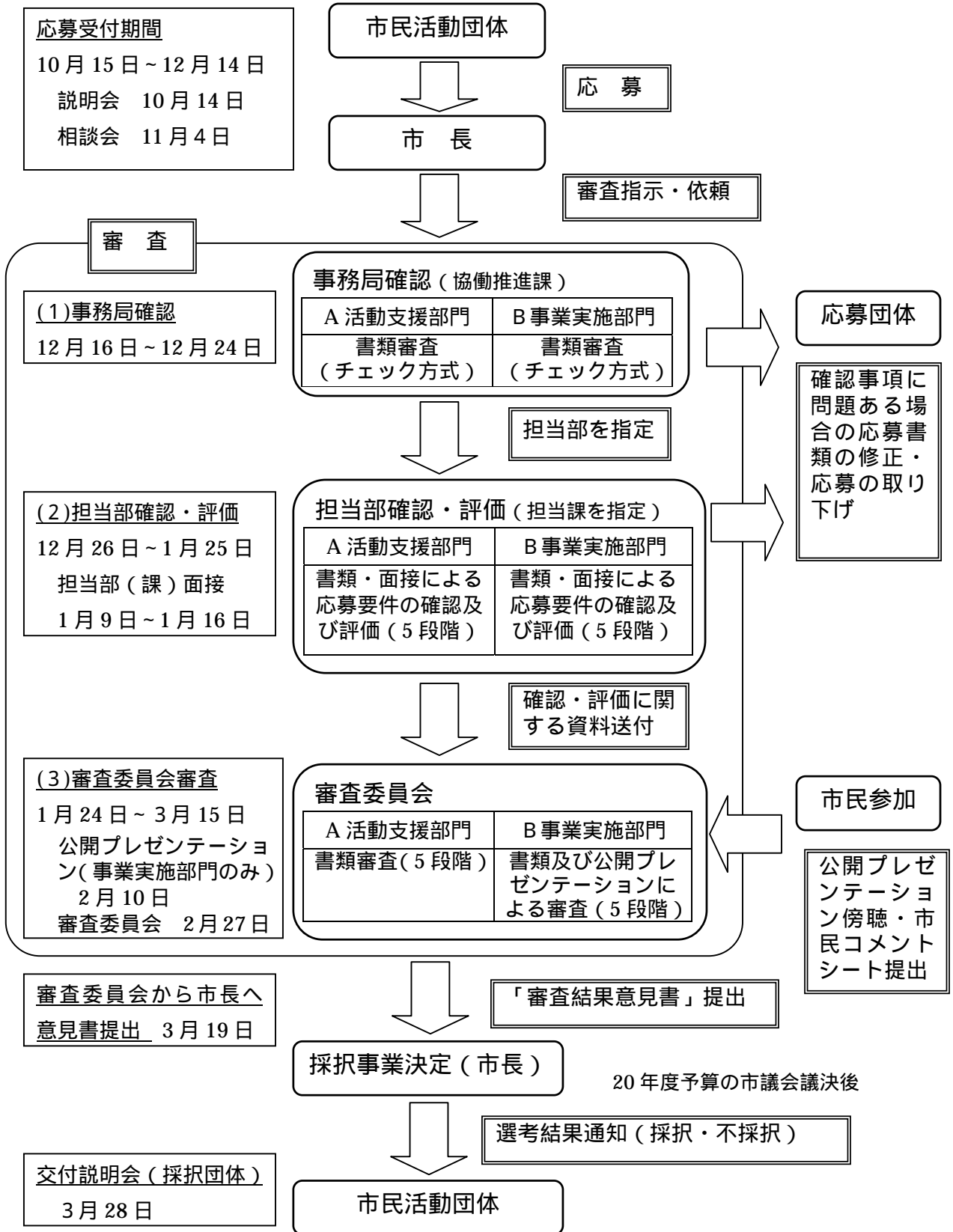
B事業実施部門へ応募した35団体がプレゼンを行った。

市長に審査結果意見書を提出（3月19日）



右から前野副委員長、
渡戸委員長、市長

審査フロー



審査方法

(1) 担当部による確認・評価

部門	A 活動支援部門	B 事業実施部門
確認	応募事業が募集要項の3に掲げる要件を満たしているか。	
評価 (5段階)	<p>公益性：活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。</p> <p>期待度：将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供ができるか。</p>	<p>政策合致性：実施効果が「ゆめおりプラン」の目指す方向と一致しているか。</p> <p>計画性：事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。</p> <p>八王子らしさ：「オンリーワンのまちづくり」に寄与するものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを生かすものか。</p>

(2) 審査委員会による審査

各項目5段階採点(各4点満点) ただし「補助金交付の必要性」については「あり」・「なし」の判断

審査委員7名 A活動支援部門 56点満点、B事業実施部門 112点満点

A 活動支援部門	B 事業実施部門
<p>公益性：活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。</p> <p>期待度：将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。</p> <p>補助金交付の必要性(あり・なし)</p>	<p>計画性：事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。また、継続事業の場合、継続の必要性があるか。</p> <p>社会貢献度：地域社会の健全な発展に寄与するものであるか。</p> <p>ニーズの高さ：市民のニーズが高いか。</p> <p>創意工夫：独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また、可能性を秘めているか。</p> <p>補助金交付の必要性(あり・なし)</p>

平成20年3月19日

八王子市長 黒 須 隆 一 殿

平成20年度市民企画事業補助金の応募事業について審査を行ったので、次のとおり報告します。

市民企画事業補助金審査委員会

委員長 渡 戸 一 郎

副委員長 前 野 修

委 員 近 岡 紗 織

同 作 本 遠

同 中 野 昇

同 山 家 利 子

同 東 條 洋

平成20年度市民企画事業補助金

審査結果意見書

平成20年3月19日

市民企画事業補助金審査委員会

平成 20 年度市民企画事業補助金の審査を終えて

市民企画事業補助金審査委員会

委員長 明星大学人文学部教授 渡戸一郎

昨年度の審査結果意見書には総論的なことを書きましたので、今年度は審査過程のやや詳細な点について報告いたします。

平成 20 年度市民企画事業補助金には前年度と同じ 42 事業の応募がありました。内訳は「活動支援部門」が 14 事業から 6 事業に減り、「事業実施部門」が 28 事業から 36 事業(後に 1 件取り下げがあり、最終的に 35 事業)に増えました。このため応募金額の総額は補助金予算額の 2 倍近くにふくれあがり、より厳格な審査が求められることになりました。

前夜からの積雪にもかかわらず、2 月 10 日(日) 丸一日をかけてクリエイトホールで行われた公開プレゼンテーションには、すべての応募団体が団体活動の概要と応募事業について熱心に説明して下さいました。審査委員からは多くの質問(中には厳しい質問もありましたが)が出され、さらにフロアーからのコメントシートも提出されました。

後日開催された審査会では、予想通り(?) 予定の会議時間をオーバーして、活発な議論と慎重な審査が行われました。なお、評価の方法は前年度に比べて若干の変更があったものの、大幅な変更ではありません。前年度同様、市の関連担当部による評価も参照しつつ、基本的には市から独立した審査会各委員の評価を持ち寄って、厳正な審査を行いました。

結果は別添のとおり、「活動支援部門」では応募された 6 事業すべてが採択されました。一方、補助金予算額を大幅に超える応募金額があった「事業実施部門」では、35 の応募事業の中から 21 事業が採択されました(採択率 60%)。ただし、採択された 21 事業のうち 5 事業については、「市民企画事業収支計画書」の内容を精査した結果、それぞれに審査委員会としてのコメントを付して、応募金額を減額して採択させていただいた次第です。なお、「団体運営費からの繰入金」があるはずなのに「市民企画事業収支計画書」に記載されていないなど、一定の問題があるものも見られましたが、基本的にはそれを理由に不採択にした事業はありません。

審査会でとくに議論になった点は、「事業実施部門」において同一団体が事業内容を変えて毎年度応募している場合です。現行の審査項目は「計画性」「社会貢献度」「ニーズの高さ」「創意工夫」「補助金交付の必要性」となっており、応募事業が「計画性」「社会貢献度」「ニーズの高さ」「創意工夫」を満たしていると判断されれば、おおむね「補助金交付の必要性」は認められる場合が多いのですが、同一団体が 3 年を超えて連続して補助金を交付されるのは妥当かどうかという問題です。今回の審査では、議論の結果、採択する結果と

なりましたが、今後に残された検討課題だと思われます。

一方、不採択になった事業には、計画性や実現可能性、あるいは創意工夫が不足しているもの、また、仲間内の活動に留まるのではないかと懸念されるものなどがありました。関連する地域の団体や市の部署などとの連携を深め、事業計画をより公益性の高い実現可能なものに練り直して、再度応募していただくことを期待します。また、応募書類の記入の仕方については、前年度の審査結果意見書で指摘させていただいたように、市民活動支援センターの支援や市との事前相談段階を積極的に活用されることが求められます。

最後に提案を一つ。いわゆる団塊の世代の大量退職期を迎え、元気な前期高齢者たちが NPO 法人を立ち上げることが増えつつあります。中には事業計画をしっかりと練り上げて着実に歩みだす事例もありますが、少数の仲間内のアイデアに留まり、事業の実現可能性がまだ低いケースも散見されます。また、意欲のある女性たちや若者たちが独自の市民活動をスタートさせる際にも、知識と経験が不足していることがあります。そこで、「市民活動講座」で活動事例や NPO 法人の設立の仕方を学習するだけでなく、市民活動支援センターが「市民活動インターンシップ制度」のような仕組みを作り、一定期間、各分野の市民活動の現場経験を積んでもらうことも有効ではないかと思えます。

こうした仕組みと併せ、市民活動の豊かな広がりや展開に向けて、市民企画事業補助金が今後いっそう有効な支援となることを願っております。

以上

平成20年度 市民企画事業補助金

受付 番号	事業名	団体名	要望額(円)
A 新 1	民間レベルの日中友好活動基礎作り	八王子市日本中国友好協会	100,000
A 新 2	パフォーマンスママ「レインボーズ」	パフォーマンスママ「レインボーズ」	90,000
A 新 3	発達障がいの子どもたちを地域で支援・育てる	かたつむりの会	100,000
A 1	紙芝居普及活動	わくわく紙芝居サークル	100,000
A 2	脳とくらしの活性化「脳がめざめるアート塾」	ヒーリングアート・パステルカフェ	100,000
A 3	音楽療法体験ワーク&音楽療法講座	豆の木音楽療法研究所	100,000
計			590,000

審査委員会 審査結果(A 活動支援部門)

審 査 結 果						受 付 番 号
得点数	補助金交付 の必要性を 有りとした委員 数	優先 順位	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)	
33	5	5	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A 新 1
31	4	6	可	事業の継続性・自立性にやや不安があるが、今後の活動に期待して採択する。継続的な事業として軌道に乗せるよう工夫をお願いします。	90,000	A 新 2
37	6	3	可	同様な活動をしている他の団体との連携を図るなど、公益的な活動としての広がりを期待します。	100,000	A 新 3
41	7	1	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A 1
39	7	2	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A 2
36	6	4	可	(特段の意見はありません。)	100,000	A 3
					590,000	

平成20年度 市民企画事業補助金

受付 番号	事業名	団体名	要望額(円)
B 新 1	八王子-ケムニツ 日独交流演奏会	八王子フィルハーモニー合唱団	1,000,000
B 新 2	親子ふれあいキャンプ2008	はちおうじユースネットサービス	1,000,000
B 新 3	市民参加型 援農活動による農業活性化ー	すずしろ22	210,000
B 新 4	かんたん洋裁 易しい優しい洋裁仲間	NPO法人 八王子服飾センター	554,000
B 新 5	伝統工芸 江戸木目込人形展	伝統工芸江戸木目込人形 幸纒会	1,000,000
B 新 6	GPSカメラ付携帯電話のメール機能を使用した汎用性のあるリアルタイム情報収集システムの構築とその運用	特定非営利活動法人 生活デザインセンター	1,000,000
B 新 7	孫子の哲学を八王子市から世界に発信	NPO法人 孫子国際研究センター	425,000
B 新 8	スポーツを通じた地域交流・世代間交流促進事業	八王子北西部総合型地域スポーツクラブ	1,000,000
B 新 9	子育てサポーターの街にしよう！「子育てしやすい街・八王子」	保育サポーターはちっ子	550,000
B 新 10	箱庭療法の初歩を学ぶ 理論と実践	カウンセリングスペースまてりあ	205,000
B 新 11	平和の心を育む「ポスター・作文」展	世界連邦運動協会八王子支部	390,000
B 新 12	すてきな自然浅川！きれいな空気バイオ！豊かなパワーで美しい街づくり	八王子是市民の会	1,000,000

審査委員会 審査結果(B 事業実施部門)

審査結果							受付番号
得点数	補助金交付の必要性を有りとした委員数	優先順位	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)		
81	7	3	可	(特段の意見はありません。)	1,000,000	B 新 1	
75	7	7	可	事業の継続性・自立性を確立していくためにも、企業協賛等による自主財源の確保を積極的に行うよう要望します。	1,000,000	B 新 2	
74	7	9	可	(特段の意見はありません。)	210,000	B 新 3	
65	5	18	可	事業の具体的な効果や必要性については認めますが、今後の自立運営等を考慮すると什器使用料の扱いに疑問を感じます。什器使用料については、補助対象としないことを条件として、要望額より減額し本補助金の交付を可とします。	354,000	B 新 4	
51	2	31	不可	会場に係る経費が多額となっていますが、特定の会場での開催に特段の必要性が認められません。計画の見直しを行うべきであると考え、不採択としました。	0	B 新 5	
53	2	30	不可	事業計画やその効果に不安を感じます。個人情報の管理やセキュリティの確保、また利用者を広げていく方法等について、行政等とも連携しながら再考が必要であると判断し、不採択としました。再度の挑戦を期待します。	0	B 新 6	
35	0	35	不可	計画の具体性や公益的な活動としての広がり疑問があり、不採択としました。	0	B 新 7	
59	1	25	不可	地域における他団体等との連携が必要であり、事業実施による具体的な効果が十分発揮できるのか疑問があると考え、不採択としました。	0	B 新 8	
69	5	15	可	(特段の意見はありません。)	550,000	B 新 9	
57	1	27	不可	公益的な活動としての広がりをみせるためにも、事業内容において工夫が必要であると判断し、不採択としました。箱庭療法の普及に向けた効果的な計画を再考し、再度のチャレンジを期待します。	0	B 新 10	
58	2	26	不可	事業の効果や継続性について疑問があり、不採択としました。より効果的に実施するためには、市が実施している平和展との連携等を検討することもひとつの方法であると考えます。	0	B 新 11	
57	1	27	不可	事業計画の具体性や継続性に不安を感じ、不採択としました。団体としての実績を積んだ中で、次年度以降の応募を検討して下さい。	0	B 新 12	

受付番号	事業名	団体名	要望額(円)
B 新 13	パン作りで心もからだもリフレッシュ	ムッシュ手作りパンの会	400,000
B 新 14	子どもの虐待防止のための事業	子どもの虐待防止市民ネットワーク多摩	50,000
B 新 15	ICTを活用した八王子ラーメンのコミュニティ形成と地域ブランド化	八麵会	340,000
B 新 16	シェイブル健康体操普及事業	シェイブル企画事業会	1,000,000
B 新 17	地域住民の安全な生活の支援事業	特定非営利活動法人 地域住民の安全生活応援団	868,000
B 新 18	知って得する高尾駅周辺情報「高尾界限」出版本	特定非営利活動法人 著作権協会	1,000,000
B 新 19	女性のための市民活動スタート応援事業	エンツリー	610,000
B 新 20	傾聴ぬり絵	オンリーワンアース	430,000
B 新 21	外国人市民サポーター講座	特定非営利活動法人全国日本語教師会	417,000
B 新 22	みんなで作る子育てマップ	おおきに	948,000
B 新 23	こころのびのびコミュニケーション	特定非営利活動法人 八王子子ども劇場	360,000
B 新 24	南大沢音楽祭 2008セカンドステージ	南大沢音楽祭実行委員会	588,000
B 新 25	八王子学の体系化と八王子検定の実施	八王子学研究会	1,000,000

審査結果							受付番号
得点数	補助金交付の必要性を有りとした委員数	優先順位	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)		
65	5	18	可	事業の目的や必要性は認めますが、計画の実現性において疑問を感じます。回数を減らすなど計画を見直し、より丁寧に活動していただくことを期待し、要望額より減額し本補助金の交付を可とします。	100,000	B 新 13	
73	7	11	可	(特段の意見はありません。)	50,000	B 新 14	
61	3	22	不可	事業内容の具体的な効果・必要性が十分ではないと判断し、不採択としました。	0	B 新 15	
49	1	33	不可	事業計画や収支計画に疑問があり、補助金交付にあたっての公益的な意義が不十分であると判断し、不採択としました。	0	B 新 16	
50	0	32	不可	計画性、実現性に疑問があり、公益的な活動としての広がり工夫が必要であると判断し、不採択としました。	0	B 新 17	
64	6	21	可	企業協賛等の自主財源の確保にも努めながら実施することを要望します。	1,000,000	B 新 18	
65	5	18	可	事業の意義や必要性は認めますが、高額な機材の購入費は問題があると判断しました。ハンドブックの作成を中心にしっかりと事業を進めていただきたく、要望額より減額し本補助金の交付を可とします。	261,000	B 新 19	
60	5	24	不可	事業の意義は認めますが、計画性や経費面に疑問があり不採択としました。計画を見直し、再度のチャレンジを期待します。	0	B 新 20	
61	2	22	不可	事業計画やその効果に疑問があり、不採択としました。計画を見直し、再度のチャレンジを期待します。	0	B 新 21	
68	5	16	可	事業の具体的な効果や必要性については認めるものですが、経費内容について疑問があります。人件費に関しては計画の見直しを求めるとし、要望額より減額し、本補助金の交付を可とします。	868,000	B 新 22	
70	6	14	可	八王子の民話等を題材にするなど、八王子らしさについての工夫を期待します。	360,000	B 新 23	
56	2	29	不可	事業の計画性や継続性に疑問があるとともに、資金面・継続性からも地域で活動する他団体や地域内で行われている他のイベントとの連携が必要であると考え、不採択としました。	0	B 新 24	
71	5	13	可	事業の主旨は理解できますが、検定の実施にあたっては、その実施方法や継続性の確保など、十分な検討が必要であると考えます。20年度に関しては、試験的なものを含めた検定の準備期間として計画を見直していただくことを条件に、要望額より減額し、本補助金の交付を可とします。	800,000	B 新 25	

受付番号	事業名	団体名	要望額(円)
B 新 26	子ども元気プロジェクト	八王子・子どもの居場所づくりプロジェクト	800,000
B 新 27	野点(のだて)をとおした市民と学生との交流	東京工科大・茶道グループ	258,000
B 1	デイジー図書作製	八王子朗読の会“灯”	82,000
B 2	読書のまち八王子を活性化する学校図書館	八王子に学校図書館を育てる会	33,000
B 3	八王子大江戸舞祭2008	八王子大江戸舞祭実行委員会	333,000
B 4	夢あるまちづくり	夢あるまちづくり協議会	252,000
B 5	外国人のデジタルデバイス解消のためのパソコン相談会・学習会	情報ボランティアの会(八王子)	600,000
B 6	八王子周辺花めぐりマップ	高尾の野花を見る会	250,000
B 1	ふるさとの食を拓く	NPO・ふるさとの食を拓く会	128,000
B 2	八王子子ども祭り	八王子子ども祭り実行委員会	320,000
B 3	高齢者の生きがいつくりと子ども支援、住みよい町づくり	きよびー	480,000
計			19,881,000

審 査 結 果							受 付 号
得点数	補助金交付 の必要性を 有りとした委 員数	優先 順位	採 択	審査委員会としての意見 (不採択の場合にはその理由)	補助予定金額(円)		
-	-	-	-	19年12月17日付で取り下げ	-	B 新 26	
46	1	34	不可	計画の実現性や公益的な活動としての広がり に疑問があり、不採択としました。	0	B 新 27	
85	7	2	可	(特段の意見はありません。)	82,000	B 1	
75	7	7	可	(特段の意見はありません。)	33,000	B 2	
79	7	5	可	(特段の意見はありません。)	333,000	B 3	
74	7	9	可	(特段の意見はありません。)	252,000	B 4	
76	7	6	可	所定額上限を超える補助金の必要性について、 事業計画及び実績を考慮し、特に認めることと します。	600,000	B 5	
68	6	16	可	(特段の意見はありません。)	250,000	B 6	
72	7	12	可	(特段の意見はありません。)	128,000	B 1	
81	7	3	可	(特段の意見はありません。)	320,000	B 2	
88	7	1	可	(特段の意見はありません。)	480,000	B 3	
					9,031,000		

参 考 资 料

八王子市市民企画事業補助金審査委員会

< 委員名簿 >

任期 平成19年6月～20年5月

(平成20年3月1日現在)

	氏名	区分	所属	備考
1	ワタド 渡戸 一郎	学識経験者	明星大学 人文学部人間社会学科 教授	委員長
2	前野 修	町会・自治会関係者	八王子市町会自治会連合会 事務局長	副委員長
3	近岡 紗織	市内大学学生	八王子学生委員会	
4	作本 遠	公認会計士	作本公認会計士事務所	
5	中野 昇	市内企業関係者	オリンパス(株)技術開発センター石川 総務部設備環境グループ 環境チームリーダー 課長代理	
6	ヤンバ 山家 利子	市民活動関係者	特定非営利活動法人 市民活動サポートセンター・アンティ 多摩事務局長	
7	東條 洋	地域メディア関係者	株式会社東京新聞ショッパー社 八王子支社長兼編集長	

< 開催状況 >

開催年月日	開催時刻	会場	内容
平成19年8月8日(火)	10:00～11:55	クリエイトホール 第7学習室	・委員長・副委員長の選任 ・20年度補助事業の募集について ・20年度審査の日程について ・19年度補助事業情報交換会について
平成20年2月10日(日)	10:00～18:00	クリエイトホール ホール	・公開プレゼンテーション審査 (事業実施部門)
平成20年2月27日(水)	13:00～17:00	クリエイトホール 第5学習室	・最終審査 (活動支援部門・事業実施部門)

八王子市市民企画事業補助金交付要綱

(総則)

第 1 条 この要綱は、市民企画事業補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則(昭和 35 年八王子市規則第 19 号。以下「規則」という。)第 5 条に基づき、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第 2 条 市民活動団体が自ら企画実施する公益的な事業に要する経費の一部を市が補助することにより、市民の創意による地域の実情に即した公共サービスの充実と市民活動の活性化を図るとともに、市と市民との協働のしくみづくりを推進することを目的とする。

(補助の対象となる事業)

第 3 条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に定める要件を満たす事業とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表に定めるところにより市の予算の範囲内において決定する。

(補助対象事業の公募)

第 5 条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、補助対象事業の募集に先立ち、募集要項を定めて公表しなければならない。

3 前項の募集要項には、補助対象事業の審査方法を明記しなければならない。

(補助金の申し込み)

第 6 条 前条の募集に応じて申し込みをしようとする団体(以下「応募団体」という。)は、次に掲げる応募書類及びその付属資料により行うこととし、前条第 2 項の募集要項で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 「市民企画事業補助金交付申込書」(様式 1)

(2) 「市民企画事業実施計画書」(様式 2)

(3) 「市民企画事業収支計画書」(様式 3)

(補助対象事業の選考及び通知)

第 7 条 市長は、前条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、第 5 条第 3 項に規定する審査方法により審査しなければならない。

2 市長は、前項による審査の結果を受けて補助金を交付することが適当であると認められる事業を選考したときは、「市民企画事業補助金交付対象事業選考結果通知書」(様式 4)により、速やかに当該応募団体に通知しなければならない。

(補助金交付の申請及び決定)

第 8 条 前条により補助金交付対象事業として補助金交付予定額の通知を受けた団体は、所定の期日までに、規則第 6 条の規定による申請を「市民企画事業補助金交付申請書」様式 5 により行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容が前条第 1 項の審査の際と変わらない(軽微な変更は除く)限りにおいて、速やかに補助金の交付を決定し、申請者に「市民企画事業補助金交付決

定通知書」(様式6)により通知しなければならない。

(交付決定状況の公表)

第9条 市長は、前条第2項により補助金の交付を決定したときは、補助対象事業、補助金の交付を受ける団体(以下「補助団体」という。)の名称及び補助金交付決定額を公表しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第8条第2項の規定による交付決定の後、速やかに交付する。

(補助対象事業計画の変更等)

第11条 規則第10条の規定による通知については、「市民企画事業補助金交付事業変更・中止申請書」(様式7)によることとする。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(事業報告)

第12条 規則第12条の規定による報告は、次に掲げる事業報告書類によることとする。

(1) 「市民企画事業補助金交付事業実績報告書」(様式8)

(2) 「市民企画事業補助金成果報告書」(様式9)

(3) 「市民企画事業補助金交付事業収支決算書」(様式10)

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により事業報告書類の提出を受けたときは、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定し、「市民企画事業補助金確定通知書」(様式11)により補助団体に通知する。

(事業実績の公表)

第14条 市長は、前条の規定による補助金等の額を確定したときは、補助対象事業の成果について市民に公表するものとする。

2 補助団体は、市が主催する事業報告会や市が発行する事業成果報告書において補助対象事業の成果を発表し、市民からの理解を得られるよう努めるものとする。

(普及広報)

第15条 補助団体は、補助金の交付を受けた事業を実施するときは、ポスター・チラシ等の作成にあたり別に定める基準により表示を行うものとする。

(担当課の指定等)

第16条 市長は、第6条の規定による応募書類の提出を受けたときは、応募された補助対象事業の内容に関係する所管(以下「担当課」という。)を指定するものとする。

2 市長は、第7条に規定する審査、第11条に規定する変更又は中止の承認及び第13条に規定する補助金額の確定を行うにあたり、担当課に意見を求めるものとする。

3 担当課は、第2条に規定する補助の目的を達成するため、補助団体との情報交換に努めるものとする。

(事務所管)

第17条 この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民活動推進部協働推進課において処理する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 28 日から施行する。

別表（第3条及び第4条関係）

補助対象事業及び補助金の額

		A 活動支援部門	B 事業実施部門
応募部門		既に公益的な活動に取り組んでいるが活動基盤が整っていない団体やこれから公益的な活動に取り組もうとする団体が、自らの活動を広く紹介する事業に要する経費を補助する。 ただし、計画段階の事業費が5万円以上のものとする。	市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する公益的な事業 将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部を補助する。 ただし、計画段階の事業費が10万円以上のものとする。
補助の対象（掲げている要件全てに該当する事業であること）	補助を受ける団体の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。（法人格の有無は問わない。） 2 市内に活動拠点を持っていること。 3 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民（市内在住・在勤・在学）を含むこと。 4 政治活動及び宗教活動を主たる目的としないこと。 5 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内に活動拠点を持っていること。又は、市内で活動しており市内に連絡先を確保できること。 3 同左 4 同左 5 同左
	実施する事業の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 公益性が認められること。 2 市内で実施されること。 3 計画から実施まで責任を持って遂行できること。 4 交付決定の属する年度の4月から3月までの間に実施する事業であること。 5 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。 6 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。 7 市、市の外郭団体、国及び地方自治体で実施している他の財政的支援制度の対象とならないこと。 8 第5条第2項で定める募集要項の補助対象の要件にあてはまること。 9 上記1～8の要件のほか、法令に違反しないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 同左 2 市内で実施されること又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。 3 同左 4 同左 5 同左 6 同左 7 同左 8 同左 9 同左
補助額等	金額	1件当たり対象事業費の10/10以内 上限10万円	1件当たり対象事業費の1/2以内 又は100万円のいずれか低い額 2回目以降対象事業費の1/3以内 又は前回交付決定額の80%いずれか低い額 ただし、事業の性質上審査委員会で特に認めた場合はとする。
	交付額の単位	千円単位（千円未満切り捨て）	千円単位（千円未満切り捨て）
備考		同一団体に対する補助金の交付は2回までとする。 ただし、応募の都度、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。	同一事業に対する補助金の交付は、3回までとする。複数年にわたる補助を希望する場合は、初年度応募時にあらかじめその旨を事業計画書に明記するものとする。 ただし、2回目、3回目についてもその都度応募し、当該年度予算の範囲内で、審査により決定する。

平成20年度

八王子市 市民企画事業補助金

- 補助対象事業募集要項 -

1 趣旨

市民企画事業補助金は、市内で活動する非営利団体が、地域の課題の解決や、よりよい市民生活の実現のために、自ら企画立案し実施する事業について、市がその経費の一部を補助するものです。

この補助金が有効に活用されるよう、補助対象事業は公募方式により募集し、厳正な審査を経て決定します。

2 補助の内容

補助対象事業は、以下の2部門に分けて募集し、決定します。

応募することができるのはA活動支援部門、B事業実施部門、合わせて1団体1事業です。

A 活動支援部門

この部門では、**すでに公益的な活動に取り組んでいる、またはこれから取り組もうとする団体の活動を紹介するために要する経費**の補助をします。ただし、計画段階での事業費が5万円以上のものとします。

補助金額 必要な経費の10分の10
(千円未満切り捨て、上限10万円)

補助回数 同一団体2回まで補助を受けることができます。

B 事業実施部門

この部門では、**市民活動団体が自立運営を目標に企画提案する事業や将来市と協働で実施する事業として企画提案するために試行する事業の実施経費の一部**を補助します。ただし、計画段階での事業費が10万円以上のものとします。

補助金額 必要な経費の2分の1以内
(千円未満切り捨て、上限100万円)
2回目以降は対象事業費の1/3以内又は前回交付決定額の80%のいずれか低い額。
ただし、事業の性質上審査委員会で特に認めた場合は、 とします。

補助回数 同一の事業に対して3回まで補助金の申し込みを行うことができます。

3 補助対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業が補助対象となります。

- (1) 公益性が認められること。
- (2) 計画から実施まで責任を持って遂行できること。
- (3) 平成20年4月から平成21年3月までの間に実施する事業であること。
- (4) 政治活動及び宗教活動を目的としないこと。
- (5) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。
- (6) 市、市の外郭団体、国や他の地方自治体で実施している他の財政的支援制度の対象とならないこと。
- (7) 同時に募集する「平成20年度子ども体験塾事業助成金」に申請していないこと。
- (8) 上記(1)～(7)の要件のほか、法令等に違反しないこと。

このほか、各部門ごとに、以下の要件も満たす必要があります。

A 活動支援部門

(9) 市内で実施すること。

B 事業実施部門

(10) 市内で実施されるか、又は市民の参加により実施され、地域社会の健全な発展に寄与すること。

4 応募できる団体

次に掲げる要件を全て満たす団体が応募できます。

(1) 非営利かつ、市民生活における不特定多数の利益に寄与し、自発的に、自主・自立した運営を継続的に行う団体であること。(法人格の有無は問いません。)

(2) 構成員5人以上のグループで、構成員に複数の市民(市内在住・在勤・在学)を含むこと。

(3) 政治活動及び宗教活動を目的とする団体ではないこと。

(4) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とする団体ではないこと。

このほか、各部門ごとに、以下の要件も満たす必要があります。

A 活動支援部門

(5) 市内に活動拠点を持っていること。

B 事業実施部門

(6) 市内に活動拠点を持っているか、又は市内で活動しており、市内に連絡責任者を確保できること。

5 補助の対象としない経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に必要な経費ですが、以下のものは補助の対象から除きます。

(1) 団体の経常的な活動に要する経費

(2) 団体の構成員の飲食や親睦に要する経費

(3) 不動産及び高額な備品(おおむね20万円以上)の購入費

6 募集の周知

以下の方法で、募集することを周知しています。

広報はちおうじ10月1日号への掲載

市ホームページへの掲載

募集案内チラシでの周知(市庁舎・市民活動支援センター・クリエイトホール・各事務所・市民センター等公共施設への備え付け)

7 説明会の開催

以下のとおり説明会を開催し、応募予定団体に対し申し込み手続きや制度の概要等についての説明を行います。事前申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

開催日時: 平成19年10月14日(日) 午後2時~3時(午後1時30分開場)

会場: クリエイトホール 11階 視聴覚室(東町5-6)

8 相談会の開催

以下のとおり相談会を開催し、応募予定団体に対し申し込み手続きや制度の概要等についての相談を受け付けます。事前申し込みは不要です。直接会場へお越しください。

開催日時: 平成19年11月4日(日) 午後1時~5時

会場: 市民活動支援センター(旭町12-1ファルマ802ビル5階)

なお、応募についての問い合わせ・相談は、協働推進課でも随時受け付けています。できるだけ事前に電話連絡のうえ、お越しください。

9 募集期間（応募書類の受付期間）

平成19年10月15日(月)～12月14日(金)必着（協働推進課まで提出もしくは郵送）

上記相談会の会場でも受け付けます。

パソコンを使用して書類を作成した団体は、電子データも併せて提出してください。

提出していただく書類

様式1 「市民企画事業補助金交付申込書」(活動支援部門、事業実施部門)

団体の定款・会則及び最新の決算書を添付してください。

19年度からの継続事業を申し込む場合は、付属資料「平成19年度事業の進捗状況」も提出してください。

20年度新規で事業実施部門に申し込む場合は、付属資料「過去3年間の活動実績」も提出してください。

様式2 「市民企画事業実施計画書」

複数年にわたり補助金の交付を申し込む予定の場合は付属資料「複数年度の事業計画書」も提出してください。

様式3 「市民企画事業収支計画書」

10 審査方法

下表(3)のメンバーによる市民企画事業補助金審査委員会で、応募書類により審査するほか、B事業実施部門については、公開プレゼンテーションを行いその内容を審査します。

継続事業については応募時に提出された前年度事業の進捗状況の内容も参考にしうえで審査します。

また、審査委員会での審査に先立ち、応募事業の内容に関連する担当部による、面接等での応募書類の確認や事業内容の評価を行い、審査委員会での審査では、その結果や市民コメント(後述)も参考にします。

応募にあたっては、以下の項目を考慮してご記入ください。

(1) 担当部による確認・評価項目

部 門	A 活動支援部門	B 事業実施部門
確 認	募集要項の3に掲げる要件を満たしているか。	
評 価	<p>公益性:活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。</p> <p>期待度:将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供ができるか。</p>	<p>政策合致性:実施効果が「ゆめおりプラン」の目指す方向と一致しているか。</p> <p>計画性:事業内容、収支内容、実施体制などが適切か。具体的な効果が望めるか。</p> <p>八王子らしさ:「オンリーワンのまちづくり」に寄与するものか。八王子の歴史、伝統、文化、自然などを生かすものか。</p>

(2) 審査委員会による審査項目

次の項目について、5段階での採点を行います。ただし、各部門における項目「補助金交付の必要性」については、採点ではなく「あり」、「なし」の判断となります。

A 活動支援部門	B 事業実施部門
<p>公益性:活動目的や内容が明確で公益性が認められるか。</p> <p>期待度:将来、独自性や専門性を活かしたサービスの提供が期待できるか。</p> <p>補助金交付の必要性</p>	<p>計画性:事業内容、収支内容、実施体制などが適切か、具体的な効果が望めるか。また、継続事業の場合、継続の必要性があるか。</p> <p>社会貢献度:地域社会の健全な発展に寄与するものであるか。</p> <p>ニーズの高さ:市民のニーズが高いか。</p> <p>創意工夫:独自の発想やノウハウ、専門性を持っているか。また、可能性を秘めているか。</p> <p>補助金交付の必要性</p>

(3) 市民企画事業補助金審査委員会委員

	氏名	所属
委員長	渡戸 一郎	明星大学 人文学部人間社会学科 教授
副委員長	前野 修	八王子市町会自治会連合会 事務局長
委員	作本 遠	公認会計士
委員	近岡 紗織	八王子学生委員会(中央大学 総合政策学部)
委員	東條 洋	株式会社東京新聞ショッパー社 八王子支社長兼編集長
委員	中野 昇	オリンパス(株)技術開発センター石川 総務部設備環境グループ 環境チームリーダー 課長代理
委員	山家 利子	特定非営利活動法人 市民活動サポートセンター・アンティ多摩 事務局長

審査委員会による審査結果(補助対象事業の選考及び交付額の査定結果)は市長に報告され、補助金の交付の決定は市長が行います。

1.1 公開プレゼンテーションの実施

「B事業実施部門」に応募された事業については、審査において一般公開でプレゼンテーションを行います。

開催予定日：平成20年2月10日(日)

会場：クリエイトホール 5階ホール(東町5-4)

開催時間は、応募件数を確認後決定し、応募団体に通知します。

市民への周知は、広報「はちおうじ」1月15日号及び市ホームページで行います。

1.2 市民参加

公開プレゼンテーションに参加した市民は、応募事業についての意見を市民コメントシートで提出することができます。提出された市民コメントは、審査の参考資料として、「市民企画事業補助金審査委員会」に提出します。

1.3 結果の公表

審査の結果は、広報はちおうじ、市ホームページで公表します。

1.4 普及広報

市民企画事業補助金制度を市民の方により知っていただくために、補助金交付を受けた団体は補助事業を行う際にポスターやチラシ等に市民企画事業補助金交付対象事業である旨の表示をしていただきます。

1.5 事業成果の公表

補助金交付を受けた団体には、補助事業終了後、事業報告書類を提出していただきます。

このほか、市が開催する情報交換会や、事業の成果を発表する一般公開の成果報告会等に参加していただきます。また、市が事業成果報告書を作成する際には、原稿寄稿などの協力をお願いします。

お問い合わせ・応募書類等の提出先 八王子市 市民活動推進部 協働推進課
〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号(八王子市役所本庁舎5階)
電話：042-620-7401 FAX：042-626-0253
Eメールアドレス：b050700@city.hachioji.tokyo.jp
ホームページアドレス：http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shiminkatudo/shiminkikaku/kikakujigyo.html
(こちらから応募様式のダウンロードができます。また、過去に補助を受けた事業等がご覧いただけます。)

市民企画事業補助金審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民企画事業補助金交付要綱に基づき、市民活動団体から補助の申請があった事業(以下「申請事業」という。)について、適正かつ客観的に審査するため、市民企画事業補助金審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市市民企画事業補助金(以下「補助金」という。)の申請事業の審査に関する事項
- (2) 補助金の執行、運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内大学に在学する者
- (3) その他市長が必要と認めたもの

3 委員会の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし委員に欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、審査のため必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な調査をすることができる。

(報告)

第7条 委員長は、申請事業の審査結果について、市長に報告書を提出しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活動推進部協働推進課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成15年8月18日から施行する。

附 則 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

担当課一覧

担当課: 担当部が部内で特に補助事業の内容に関連する所管として指定した課

区分	受付番号	事業名	団体名	事業担当課							
A 活動 支援 部門	新 1	民間レベルの日中友好活動基礎作り	八王子市日本中国友好協会	学園都市文化課							
	新 2	パフォーマンスママ「レインボーズ」	パフォーマンスママ「レインボーズ」	子育て支援課	高齢者支援課						
	新 3	発達障がいの子どもたちを地域で支援・育てる	かたつむりの会	障害者福祉課	指導室						
	1	紙芝居普及活動	わくわく紙芝居サークル	学園都市文化課	子育て支援課	子ども家庭支援センター					
	2	脳とくらしの活性化「脳がめざめるアート塾」	ヒーリングアート・パステルカフェ	高齢者支援課							
	3	音楽療法体験ワーク&音楽療法講座	豆の木音楽療法研究所	高齢者支援課	障害者福祉課	子ども家庭支援センター	子育て支援課				
B 事業 実 施 部 門	新 1	八王子-ケムニッツ 日独交流演奏会	八王子フィルハーモニー合唱団	学園都市文化課							
	新 2	親子ふれあいキャンプ2008	はちおうじユースネットサービス	児童青少年課	生涯学習総務課						
	新 3	市民参加型 援農活動による農業活性化-	すずしろ22	農林課							
	新 4	かんたん洋裁 易しい優しい洋裁仲間	NPO法人 八王子服飾センター	産業政策課	高齢者支援課	男女共同参画課					
	新 9	子育てサポーターの街にしよう!「子育てしやすい街・八王子」	保育サポーターはちっ子	子ども家庭支援センター	子育て支援課						
	新 13	パン作りで心もからだもリフレッシュ	ムッシュ手作りパンの会	障害者福祉課	高齢者支援課						
	新 14	子どもの虐待防止のための事業	子どもの虐待防止市民ネットワーク多摩	子ども家庭支援センター							
	新 18	知って得する高尾駅周辺情報「高尾界限」出版本	特定非営利活動法人 著作権協会	観光課	文化財課						
	新 19	女性のための市民活動スタート応援事業	エンツリー	協働推進課	男女共同参画課						
	新 22	みんなで作る子育てマップ	おおきに	こども政策課							
	新 23	こころのびのびコミュニケーション	特定非営利活動法人 八王子子ども劇場	こども政策課	子ども家庭支援センター	子育て支援課					
	新 25	八王子学の体系化と八王子検定の仕組みづくり	八王子学研究会	協働推進課	学園都市文化課	観光課	産業政策課	文化財課			
	1	デিজター図書作製	八王子朗読の会“灯”	障害者福祉課	中央図書館						
	2	読書のまち八王子を活性化する学校図書館	八王子に学校図書館を育てる会	指導室	中央図書館	施設整備課					
	3	八王子大江戸舞祭2008	八王子大江戸舞祭実行委員会	児童青少年課	生涯学習総務課						
4	夢あるまちづくり	夢あるまちづくり協議会	協働推進課	暮らしの安全安心課	防災課	高齢者支援課	環境政策課	環境保全課	生涯学習総務課		
5	外国人のデジタルデバイド解消のためのパソコン相談会・学習会	情報ボランティアの会(八王子)	学園都市文化課								
6	八王子周辺花めぐりマップ	高尾の野花を見る会	観光課								
1	ふるさとの食を拓く	NPO・ふるさとの食を拓く会	農林課	観光課							
2	八王子子ども祭り	八王子子ども祭り実行委員会	児童青少年課								
3	高齢者の生きがいがつくりと子ども支援、住みよい町づくり	きよびー	協働推進課	高齢者支援課	指導室						

平成20年4月発行

八王子市 市民活動推進部 協働推進課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話：042-620-7401（直通）

FAX：042-626-0253

E-mail：b050700@city.hachioji.tokyo.jp

市ホームページ（市民企画事業補助金）：

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/shiminkatudo/shiminkikaku/index.html>